

ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秩父圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）の豊かな自然環境を活かし野外での保育又は幼児教育（以下「保育等」という。）等を行う園を自然保育を行う園として認証する基準等を定めることにより、認証を受けた自然保育を行う園において児童が健やかに育つことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然保育 森、川、里山、畑等の自然環境を活かして行われる自然体験を中心とした保育等であって、別表の基準を満たすものをいう。
- (2) 年齢 利用を開始した日の属する年度の初日の前日の年齢をいう。この場合において、当該年齢を当該年度中の年齢とみなす。
- (3) 利用定員 ちちぶ定住自立圏推進委員会会長（以下「会長」という。）が認証した利用定員（変更した場合にあっては、届け出た変更後の利用定員）をいう。
- (4) 保育者 自然保育を行う場において直接保育等に従事する者をいう。

(認証基準)

第3条 自然保育を行う園の認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(認証の申請及び審査)

第4条 自然保育を行う園の認証を受けようとする者は、ちちぶ定住自立圏自然保育認証申請書（様式第1号）及びちちぶ定住自立圏自然保育実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、自然保育を行う園が所在する市町を経由して会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 会長は、前項の規定により認証の決定をしたときは、ちちぶ定住自立圏自然保育認証書（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 会長は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

(廃止又は休止等の手続)

第5条 第4条第2項の規定による認証（以下「認証」という。）を受け、自然保育を行う園を運営する者（以下「実施者」という。）は、自然保育を行う園を廃止し、

又は休止をしようとするときは、ちちぶ定住自立圏自然保育廃止（休止）届出書（様式第4号）に必要書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 実施者は、休止している自然保育を行う園を再開するときは、再開する日の1か月前までに書面により会長に報告しなければならない。

（認証内容の変更）

第6条 実施者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、ちちぶ定住自立圏自然保育認証内容変更届出書（様式第5号）を変更しようとする日の1か月前までに会長に提出しなければならない。ただし、会長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

(1) 実施者（実施者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。）

(2) 利用定員

(3) 前2号に掲げるもののほか、ちちぶ定住自立圏自然保育認証申請書に記載した事項

（指導監査）

第7条 会長は、実施者に対して、認証基準を満たしているか及び適切に運営がなされているかについての指導監査を年1回以上実施するものとする。

2 会長は、前項の指導監査に加えて、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情若しくは相談が寄せられている場合等であって、実施者に問題があると認められるときは、随時、特別に指導監査を実施するものとする。

（認証の取消し）

第8条 会長は、実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。

(2) 認証基準又は別に定める運営に関する要領に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

別表（第3条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度 認証基準

項目	基準
実施者	<p>次に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請日時点において、秩父圏域内に活動の本拠地を有し、継続的に保育等を行うことのできる運営体制を有する団体であること。 2 申請日時点において、団体の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。 3 幼稚園、保育所若しくは認定こども園又は認可外保育施設としての届出を行っている施設であること。 4 団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。 5 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。 6 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないものであること。 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 8 団体代表者、保育等の責任者及び保育者が、次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請日の属する年の5年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育又は福祉に関して、不正又は著しく不当な行為をした者 (2) 申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

	<p>第18条の19の規定に基づき保育士の登録を取り消された者</p> <p>(3) 申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者</p> <p>(4) 暴力団の構成員</p>
<p>保育等の内容</p>	<p>1 原則として週5日活動すること。</p> <p>2 原則として年間39週活動すること。</p> <p>3 毎月計画的に実施されていること。</p>
<p>人員体制</p>	<p>1 申請日時点において、在籍する児童の数が6人以上であること。</p> <p>2 申請日時点の保育者と在籍する児童の人数比率及び保育者の資格について、次に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>(1) 4歳以上の児童は、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(2) 3歳の児童は、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(3) 1歳以上3歳未満の児童は、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(4) 1歳未満の児童は、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(5) 保育者は、常時2人以上いること。</p> <p>(6) 常勤、非常勤を問わず、保育者の3分の1以上の者が、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。</p> <p>3 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>4 申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効である</p>

	<p>と考えられる内部研修を実施していること。</p> <p>5 自然保育の記録を、広報紙やウェブサイト等を通じて公開していること。</p>
設備	<p>1 自然保育を行うためのフィールドは、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(1) 複数のフィールドがあること。</p> <p>(2) 拠点となるフィールドを設定すること。</p> <p>(3) 常に使用できるように維持管理がされていること。</p> <p>2 次に掲げる基準を満たす拠点施設を有すること。</p> <p>(1) 大雨、大雪及び冷温から避難でき、かつ利用児童が避難できるための専用スペースを備えていること。</p> <p>(2) 暖房器具を備えていること。</p>
安全対策	<p>1 十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。</p> <p>2 けがや事故への迅速な対応の体制が確保できていること。</p> <p>3 事故の予防及び緊急時の対応を定めた安全対策マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>4 緊急時の医療的対応、定期健康診断などを行う嘱託医を置くこと。</p>

様式第1号（第4条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育認証申請書

年 月 日

ちちぶ定住自立圏推進委員会

会長 久喜邦康様

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

自然保育を行う園の認証を受けたいので、ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

実施者	名称	
	主たる事務所の所在地	
自然保育 を行う園	名称	
	拠点施設の所在地	
	保育等を開始した日	
	在籍児童数	
	実施者の要件	<input type="checkbox"/> ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱別表実施者の項に掲げる基準を全て満たしている。
添付資料		1 ちちぶ定住自立圏自然保育実施計画書 2 実施者の履歴及び資産状況を明らかにする書類（法人又は団体にあつては次に掲げる書類） (1) 財務諸表及び財産目録（直近のもの） (2) 定款、寄附行為その他の規程

様式第2号（第4条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育実施計画書

自然保育を行う園の名称		
対象年齢		
開設日数	週	日
	年間	週
活動時間		時間（時分から時分まで）
利用定員		
利用者負担の内容及び額		
嘱託医	名称	
	所在地	
保育等の責任者	氏名	
	資格	
自然保育を行う フィールド	名称	
	位置 ※1	
	維持管理方法	
	悪天候等の際 の避難方法	
拠点施設の所在地		
活動の内容	活動方針	
	年間スケジュール	
	1週間の主な 活動内容 ※2	

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然保育を行う園の管理運営規程 2 保育者の名簿及び資格を証する書類 3 保育者の配置計画書 4 保育者の研修計画書 5 嘱託医との嘱託契約書 6 周辺地図に次の箇所の位置を示したものと びその写真 ※3 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然保育を行うフィールド (2) 拠点施設 7 自然保育を行うフィールドにおいて活動が 可能であると証明するもの 8 事故の予防及び緊急時の対応を定めた安全 対策マニュアル 9 拠点施設の平面図 10 保護者に対する重要事項説明書 11 周知のために配布している案内、パンフレ ット等 12 自然保育に係る収支計算予算書(申請日の 属する年度)
------	--

※1 添付書類の6の位置と整合性がとれていること。

※2 野外で活動する日、1日における時間を明記すること。

※3 周辺地図に自然保育を行うフィールド、拠点施設の位置を示した上で、その
写真を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育認証書

様

ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき、次のとおり自然保育を行う園であることを証します。

年 月 日

自然保育を行う園の名称

ちちぶ定住自立圏推進委員会 会長 久喜邦康

様式第4号（第5条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育廃止（休止）届出書

年 月 日

ちちぶ定住自立圏推進委員会
会長 久喜邦康様

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

年 月 日付で認証を受けた自然保育を行う園について、廃止（休止）したいので、ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱第5条の規定により、届け出ます。

記

自然保育を行う園の名称	
廃止の期日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止（休止）の理由	

様式第5号（第6条関係）

ちちぶ定住自立圏自然保育認証内容変更届出書

年 月 日

ちちぶ定住自立圏推進委員会
会長 久喜邦康様

住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電 話

年 月 日付で認証を受けた申請事項を変更したいので、ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

自然保育を行う園の名称		
変更年月日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変更事項及び変更の内容		
変更理由		

添付書類：変更内容が分かる書類